

郡山市災害対策本部

本部長 郡山市長 原 正 夫 様

東日本大震災及び台風 15 号水害対策に係る
生活支援に関する提言書

平成 23 年 12 月 16 日

郡山市議会議長 大内 嘉 明

このたびの台風 15 号は、県内全域に大雨をもたらし、本市においても 9 月 21 日の午前零時から 22 日午前零時までの 1 日当たりの降水量が 174.5 ミリメートルとなるなど、観測史上過去最多を記録した。各地で土砂崩れや家屋の浸水など多くの被害をもたらし、12 月 14 日現在で、り災証明書の発行件数で、住家の床上が 1,406 件、床下が 140 件、非住家の被害が 234 件。また、被害の程度は、全壊が 21 件、大規模半壊が 1,108 件、その他半壊が 335 件、一部損壊が 250 件となっており、さらに、小原田地域公民館においては、未だに 2 世帯 3 名の避難されている市民がいる。

こうしたことから、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能被害と合わせて三重の苦しみを背負っている台風 15 号の被災市民に対し、本市として更なる生活支援策を講じるよう、本市議会として、以下の項目について提言する。

また、東日本大震災、台風 15 号水害ともに災害救助法に基づく住宅の応急修理に関わる生活支援策があるが、その取り扱いについても併せて提言する。

記

1 今回の水害は、水の滞留時間が長く、床下浸水であっても、住家への被害程度が大きいことから、床下浸水についても見舞金の対象とすること。

また、事業所・店舗・賃貸業等経営者にも何かしらの支援が必要と思われるので、見舞金等で対応ができないか検討すること。

2 昨年 7 月のゲリラ豪雨時と同程度の見舞金となるよう県に強く要望するとともに、県の動向によっては、市において支給水準の均等化を図ること。また、今後の自然災害に備え、市独自の見舞金基金を創設し、条例改正等も含め支援水準の底上げを図るよう検討すること。

3 住家床下には、放射線を含んだ土砂等が流入し、残っているため、家内の空間及び地域の放射線量を調査すること。

- 4 市民からの要望が根強いことから、芳賀、小原田、日出山地区において、再度の説明会開催や、その他の被災地区においても、市が主体的に説明会を開催し、被災建物の被害程度の認定基準や、水害被害における原因調査の結果と当面の対策について報告すること。
- 5 被災判定に当たっては、平成 16 年 10 月 28 日付け、府政防第 842 号内閣府政策統括官（防災担当）からの、「浸水等による住宅被害の認定について」の本旨を踏まえ判定すること。
- 6 現在も水害により自宅に戻れず避難している市民に対し、きめ細かな支援をすること。
- 7 東日本大震災時の制度を準用し、損壊建物の解体撤去を市として行うこと。
- 8 被災市民がいち早く元の生活に戻れるよう、関係機関に対し、被災者生活再建支援金が早期に支給されるよう要望すること。
- 9 東日本大震災においても、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関して、指定業者の登録要件を今回の水害と同様に緩和し、必要の生じた修理に関しても同等に取り扱うこと。